

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午後9時 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いたします。
	局長	現在の出席委員は21名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いたします。
	議長	現在出席委員21名であり定足数に達しておりますので、これより第1回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に関根委員、進藤委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請者が住宅敷として転用するための申請です。 申請者は現在、市内の住宅にて夫婦2人で生活しておりますが、現在の住まいが夫婦2人で生活するには手にあまり、また、年齢を重ね、現在の住宅と畑の往復が体力的にも負担が大きくなったため、畑の隣にある申請地に2人で生活できる住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1の現地確認の報告を井上委員にお願いたします。
	井上委員	番号1について、20日に現地確認を行った。申請地は10ha以上の集団農地としては認められず、周辺は、住宅が建ち並んでおり、市街化が見込まれる区域である。申請理由等については、事務局からの説明のとおりである。申請地は農地として利用されている。 したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	農地法5条の申請について、総会資料に、1から3まで3件の案件があるが、3が取下げとなりましたので、削除していただきますようお願いいたします。
	事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。 今回、案件は2件でございます。 総会資料の3ページ目をご覧ください 番号1 につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の共同住宅にて家族で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、親の面倒など将来のことを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。
		番号2 につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内のマンションにて家族で生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭となり、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 なお、申請地につきましては、道路との高低差があり、申請地の一部をスロープ等として利用しなければならず、住宅敷地として利用できない部分があること、また、仮に、500㎡を超える部分につき、農地として残したとしても農地としての利用が図れないことから、500㎡を超えることについてはやむを得ないとの回答を春日部農林振興センターからいただいております。
	議長	説明が終了しました。これより、現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
	岩上委員	番号1 について、21日に現地確認を行った。 場所は南小学校より東へ200m、天使幼稚園とその駐車場の間に位置している。申請地は10ha以上の集団農地としては認められず、周辺は、住宅が建ち並んでおり、市街化が見込まれる区域である。申請理由等については、事務局からの説明のとおりである。申請地は農地として利用されて違反等はない。 したがって、付近の状況や転用理由等から今回の転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様のご審議をお願いしたい。
小野田委員	番号2 について、22日に現地確認を行った。 申請地は、南小学校南側200mに位置し、市外化の進んでいる住宅地にあり、畑として利用されており、違反等も無い。10ha以上の集団農地とは認められなかった。申請地は上下水道が埋設された道路上の隣接地にあり、学校、区民会館、児童遊園地等があり今後も市街地として発展する可能性の高い土地である。 したがって、この案件については、転用理由や申請地の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様のご審議をお願いする。	

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり決定します。
午前9時15分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第1号から第2号に係る全ての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出に 対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回、報告は2件でございます。 番号1につきましては、共同住宅のための転用です。 番号2につきましては、住宅のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1 項第7号の規定 による転用届出に 関する専決事項 について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は6件でございます。 番号1、3、6につきましては、住宅のための転用です。 番号2、5につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号4につきましては、駐車場のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地法第18条第 6項の規定による 通知について	事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は4件でございます。 平成27年12月16日、12月24日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり
協議報告事項4 その他 について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項4 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	農地パトロール結果報告書の提出について最近提出が少ないので、必ず提出していただきたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>農地世話人活動記録の提出について            以前からお願いをさせていただいております、農地世話人活動記録について提出をお願いいたします。本日提出できない方は、1月中にお持ちください。（代金の支払い事務があるため忘れずに。）            地権者の違う貸借の成立が6件以上ある場合、用紙紛失、先月総会を欠席等の場合は用紙をお渡します。</p>
	事務局	<p>農地転用等許可後の現地確認について            12月総会でお願いをさせていただきました、農地転用等許可後の現地確認についての提出をお願いいたします。            （H26年1月～12月までの議案とした3条、4条、5条の案件について、目的通りの利用がされているかの確認。工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や脇に記入する。）</p>
	事務局	<p>○農業委員会視察研修について            来週、2月4日（木）の視察研修の行程表については、総会資料配布時に同封しておりますので再度御確認をお願いいたします。            本日、改めて出席の確認をさせていただきます。欠席される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p>
	事務局	<p>○来月の農地改良現地パトロールについて            現在農地改良がないので、今月はパトロールを中止しておりますが、申請がある場合は再開の連絡をいたします。とりあえず、予定では1/24の週は大久保委員グループ、1/31の週は渡邊委員のグループ、2/7の週は岩上委員のグループ、2/14の週は小野田委員のグループです。</p>
	事務局	<p>来月総会            ・2月24日（水）午前9時            ・議事録署名委員の関根委員、進藤委員（欠席の場合は、松沼委員、小島委員の両委員は来月印鑑をお願いします。）            ・総会終了後、同和対策研修（1時間以内）</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>質疑等なしという声あり</p>
	議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして、ご意見・ご質疑等ございませんか。</p>
	江口委員	<p>非農家の人が住んでいる家の隣の畑を土地を取得したいという場合、どのような手続きが必要か。</p>
	事務局	<p>その土地は農地として利用するか、別の用途で使用するか。</p>
	江口委員	<p>農地として利用する予定である。</p>
	事務局	<p>そのような場合、農地法3条の手続きが必要であるが、非農家であるとのことなので難しい。家から地続きの土地なら敷地拡張のための転用というかたちで取得の可能性がある。まずは申請者の方に相談に来ていただくように伝えていただきたい。</p>
	江口委員	<p>了解した。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	会長	ほかに質問等はございますか
	白石委員	農地改良をした後に耕作をせず、長い間使われていない土地がある。このような場合農業委員が気付いたら事務局に報告することよろしいか。
	事務局	農地改良を行った土地は後日の現地確認をし、耕作されていないようなら農業委員に指導していただくこととなっている。近年は実施されていなかったようだが、今後そのような土地が確認できたら事務局に報告していただき、指導を行っていく。皆様に御協力をお願いします。
午前9時38分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。